

第44号議案

中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

中間市長 福田 浩

中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年中間市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第2条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第3項中「又は休職」を「、休職及び降給」に改める。

第5条を第7条とし、第4条の2の次に次の2条を加える。

（降給の種類）

第5条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（法第28条の2第1項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

（降格の事由）

第6条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合は、当該職員を降格するものとする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（中間市一般職職員の給与に関する条例附則第8項の規定による降給の特例）

- 2 中間市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年中間市条例第3号。以下「給与条例」という。）附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する第5条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに中間市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年中間市条例第3号）附則第8項の規定による降給とする」とする。
- 3 第2条第3項の規定は、給与条例附則第8項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手続及び効果について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手続)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員の意に反する降任、免職、<u>休職及び降給</u>の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(<u>降給の種類</u>)</p> <p>第5条 <u>降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（法第28条の2第1項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。</u></p> <p>(<u>降格の事由</u>)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職<u>及び休職</u>の手続及び効果について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(降任、免職<u>及び休職</u>の手続)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員の意に反する降任、免職<u>又は休職</u>の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p>

第6条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合は、当該職員を降格するものとする。

(規則への委任)

第7条 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(中間市一般職職員の給与に関する条例附則第8項の規定による降給の特例)

2 中間市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年中間市条例第3号。以下「給与条例」という。)附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する第5条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びに中間市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年中間市条例第3号)附則第8項の規定による降給とする」とする。

3 第2条第3項の規定は、給与条例附則第8項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(規則への委任)

第5条 (略)

附 則

(略)